

○変更申請の場合

- ・代表者の変更の場合は「法人用」（本紙）と「法人役員用」（別シート）を添付する
- ・その他の役員のみの変更の場合は「法人役員用」のみで可

誓 約 書

当社は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条

第1号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと
を誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃 木 県 知 事 殿

・代表者の職名を記載して署名する

名称・商号
申請者氏名
(代表者職氏名)

(株)〇〇不動産鑑定事務所

代表取締役 栃木 太郎

(署 名)

○変更申請の場合

- ・代表者の変更の場合は「法人用」（別シート）と「法人役員用」（本紙）を添付する
- ・その他の役員のみの変更の場合は「法人役員用」のみで可

誓 約 書

私共役員は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条

第1号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、
第2号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第3号の「第16条第5号又は第6号に該当する者」に該当しないこと、
第4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該当しないこと、
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと

を誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃 木 県 知 事 殿

・代表者の職名を記載して署名する

名称・商号
申請者氏名
(代表者職氏名)

(株)〇〇不動産鑑定事務所

代表取締役 栃木 太郎

(署 名)